

2022年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント  
代表者名 代表取締役社長 鳥越 慎二  
(コード 8769 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員 経営管理本部長 天田 貴之  
(電話番号 03-5794-3800)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び  
監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2022年6月28日開催予定の第24回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 変更の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

(2) 移行の時期

2022年6月28日開催予定の第24回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によっておこなうことができる規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規

定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、定款を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事 (2022 年 6 月 28 日付)

(1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の候補者

氏名	新役職	現役職
鳥越 慎二	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員
住田 健介	取締役 上席執行役員	上席執行役員
江原 徹	取締役 上席執行役員	上席執行役員
天田 貴之	取締役 上席執行役員	上席執行役員
余田 拓郎	社外取締役	社外取締役

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職	現役職
堀越 直	社外取締役 常勤監査等委員	常勤監査役 (社外監査役)
寺原 真希子	社外取締役 監査等委員	社外取締役
須田 宏一	社外取締役 監査等委員	—

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職	現役職
紅林 優光	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役

(4) 退任予定取締役・監査役

(2022年6月28日開催予定の第24回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職
森光 威文	取締役
江幡 真史	社外取締役
縫田 駿一	監査役
林 隆夫	社外監査役

(ご参考) 新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
すみだ けんすけ 住田 健介 (1968年8月24日生)	1991年4月 株式会社リクルート入社 2001年10月 同社マネジャー 2005年4月 同社ゼネラルマネジャー 2013年4月 当社入社 事業開発推進部長 2017年4月 当社執行役員 2021年4月 当社上席執行役員(現任)
えはら とおる 江原 徹 (1961年1月14日生)	1983年4月 アメリカンファミリー生命保険会社(現アフラック生命保険株式会社)入社 2005年8月 同社執行役員 2011年7月 株式会社ライフプラザパートナーズ入社 2013年3月 株式会社フィナンシャル・エージェンシー執行役員 2016年11月 当社入社 執行役員 2021年4月 当社上席執行役員(現任)
あまだ たかゆき 天田 貴之 (1968年4月17日生)	1992年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2000年4月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 2012年10月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社入社 2013年11月 株式会社ネクストジェン入社 2014年6月 同社取締役執行役員 2020年4月 当社入社 経営管理本部長 2020年11月 当社執行役員 2021年4月 リソルライフサポート株式会社社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社ARM総合研究所取締役(現任) 2021年10月 当社上席執行役員(現任)

氏名 (生年月日)	略歴
すだ こういち 須田 宏一 (1955年3月14日生)	1979年4月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社
	2005年7月 同社理事 ネットワークサービスシステム研究所長
	2007年4月 NTTアドバンステクノロジー株式会社入社 理事 コミュニケーションシステム事業本部副本部長
	2008年6月 同社取締役 グローバルプロダクツ事業本部長
	2012年6月 同社取締役 アプリケーションソリューション事業本部長
	2016年4月 同社取締役 クラウドソリューション事業本部長
	2017年4月 同社取締役 クラウドIoT事業本部長
	2017年6月 NTT-AT テクノコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長
2019年6月 同社相談役	

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>③ (条文省略)</li> </ol> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>第5条～第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める。</li> <li>③ (現行どおり)</li> </ol> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(解任方法) 第21条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(解任方法) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間) 第22条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法) 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第31条 当会社の監査役は、3名とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(解任方法) 第33条 監査役は、株主総会において解任する。 ② 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u>  第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  第 41 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第 42 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。  ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u>  第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u>  第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>



現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人  (選任方法) 第 43 条～第 44 条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人  (選任方法) 第 37 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(報酬等)</u> 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計算  (事業年度)	第 7 章 計算  (事業年度)
第 45 条 会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。	第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第 46 条 会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
(新設)	② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
(新設)	③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
<u>(中間配当)</u> 第 47 条 会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
(配当の除斥期間) 第 48 条 (条文省略)	(配当の除斥期間) 第 43 条 (現行どおり)
(新設)	附 則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 24 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第 2 条 変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

現行定款	変更案
	<p>② 前項の規定にかかわらず、<u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>③ 本条の規定は、<u>2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>